

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	金融商品取引法改正に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 今後行われる金融商品取引法（以下、「金商法」）改正に伴い、暗号資産デリバティブ取引を業として営む者は、先物取引に関する法定調書の提出義務を負うこととなる。 改正金商法の施行日以後に口座を開設した顧客については、口座開設時点で顧客のマイナンバーを取得することが可能となる一方で、改正金商法の施行日以前から取引を行ってきた顧客については、これまでマイナンバーの告知義務はなく、金商法改正後のマイナンバーの収集に一定程度の期間を要すると考えられる状況。</p> <p>・ 特例措置の内容 マイナンバー制度の円滑な普及の観点から、暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバー告知義務について、改正金商法の施行後3年猶予すること。</p>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 所得税法第224条の5、第225条 金融商品取引法第2条 </div>		
減収見込額	[[初年度] (—) [平年度] (—) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 マイナンバー制度の円滑な普及の観点から、暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバー告知義務について、改正金商法の施行後3年猶予すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 今後行われる金商法改正に伴い、暗号資産デリバティブ取引を業として営む者は、先物取引に関する法定調書の提出義務を負うこととなる。 改正金商法の施行日以後に口座を開設した顧客については、口座開設時点で顧客のマイナンバーを取得することが可能となる一方で、改正金商法の施行日以前から取引を行ってきた顧客については、これまでマイナンバーの告知義務はなく、金商法改正後のマイナンバーの収集に一定程度の期間を要すると考えられる状況。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3 その他の横断的施策
	政策の達成目標	暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知促進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	改正金商法の施行日以前から暗号資産デリバティブ取引を行ってきた既存顧客。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知を促進し、マイナンバー制度の円滑な普及に繋がる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知促進に資するものであり妥当である。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	要望の措置は暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知促進に資する
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし
ページ	3—3